第一号様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　　定　　申　　請　　書

（新　築　／　増　築・改　築）

年　　月　　日

　（あて先）所管行政庁　箕面市長

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 申請者の氏名又は名称 |  |
| 代表者の氏名 |  |

第１項

　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条 第２項　の規定に基づき、長期優良住宅建築等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第３項

計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付欄 | 認定番号欄 | 決　裁　欄 |
| 　　　年　　月　　日 | 　　　年　　月　　日 |  |
| 第　　　　　　　　号 | 第　　　　　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |

（注意）

１．この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

２．法第５条第２項の規定に基づく申請にあっては、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。

３．申請者（法第５条第２項に基づく申請にあっては、一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

４．共同住宅等に係る申請にあっては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画

１．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

　〔建築物に関する事項〕

|  |
| --- |
| 【１．地名地番】 |
| 【２．敷地面積】　　　　　　　　　㎡ |
| 【３．工事種別】　□新築　　□増築・改築 |
| 【４．建築面積】　　　　　　　　　㎡ |
| 【５．床面積の合計】　　　　　　　㎡ |
| 【６．建て方】　□一戸建ての住宅　　□共同住宅等　　【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】　　　階　　　㎡　　　　階　　　㎡　　　【共同住宅等の場合：住戸の数】　建築物全体　　　　　　　　　　戸　　　　　　　　　　　　　　　　　　認定申請対象住戸　　　　　　　戸 |
| 【７．建築物の高さ等】　　【最高の高さ】　　【最高の軒の高さ】　　【階数】　（地上）　　　　階　(地下)　　　　　階 |
| 【８．構造】　　　　　　　造　　一部　　　　　　　造 |
| 【９．長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】　　　別添設計内容説明書による |
| 【10．確認の特例】　　法第６条第２項の規定による申出の有無　　□無　　□有 |
| 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第６条の２第３項又は第４項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第７条の４第１項第１号に規定する別記第11号の４様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無　　□無　　□有 |

（注意）

１．【６．建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「🗸」マークを入れてください。

２．【10．確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「🗸」マークを入れてください。

３．【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項又は第４項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「🗸」マークを入れてください。

４．この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第三面）

〔申請に係る住戸に関する事項〕

|  |
| --- |
| 【１．住戸の番号】 |
| 【２．住戸の存する階】　　　　　　　　階 |
| 【３．専用部分の床面積】　　　　　　　㎡ |
| 【４．当該住戸への経路】　　【共用階段】　　　□無　　□有　　【共用廊下】　　　□無　　□有　　【エレベーター】　□無　　□有 |

（注意）

１．この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。

２．住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。

３．【４．当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「🗸」マークを入れてください。

４．この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第四面：法第５条第１項又は第２項の規定に基づく申請の場合）

２．建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

|  |
| --- |
| **維持保全の方法：①維持保全期間中（竣工日より30年以上）は、認定を受けた長期優良住宅は、建築基準法、まちづくり推進条例その他関係法令の規定を遵守し、常時適法となるよう維持保全します。****②○○工務店（○○県○○市）による点検・保証システムを実施****【別添の維持保全計画書参照】****維持保全の期間：　　　　 年　　 月 　　日　から　　　　 　年　 　月　　 日まで****（　　 　年　 　月　間　）** |

３．住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

①　建築に係る資金計画

|  |
| --- |
|  |

②　維持保全に係る資金計画

|  |
| --- |
|  |

４．住宅の建築の実施時期

|  |
| --- |
| 〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |

（注意）

１．３①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。

２．３②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。

３．共同住宅等に係る申請である場合でも、３①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。

４．この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第四面：法第５条第３項の規定に基づく申請の場合）

２．建築後の住宅の維持保全の方法の概要

|  |
| --- |
| **維持保全の方法：①維持保全期間中（竣工日より30年以上）は、認定を受けた長期優良住宅を建築基準法、まちづくり推進条例その他関係法令の規定を遵守し、常時適法に維持保全するよう、譲受人に引き継ぎます。****②○○工務店（○○県○○市）による点検・保証システムを実施****【別添の維持保全計画書参照】****維持保全の期間：　　　　　年　　　月　　　日　から　　　　　　年　　　月　　　日****（　　　年　　　月　間　）** |

３．住宅の建築に係る資金計画

|  |
| --- |
|  |

４．住宅の建築の実施時期

|  |
| --- |
| 〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |

５．譲受人の決定の予定時期　　　　　年　　　月

（注意）

１．３欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。

２．この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

第４面２．【別記】　維持保全計画　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（参考例）

　１）仕様、点検項目、点検時期について

　　　長期優良住宅の仕様、点検項目、点検時期については、下記表に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 部位の名称 | 仕様 | 主な点検項目 | 点検実施時期 | 更新の時期等 |
| 構造耐力上主要な部分 | 基礎 |  | ひび割れ、欠損、沈下、換気口のふさがり、錆び、蟻道　等 | 入居時及び直近の点検実施日から１０年以内毎に左欄の点検項目について、点検を実施する。また、地震及び台風に遭遇した場合には、臨時点検を実施する。 | 建替え時に更新 |
| 土台 |  | 基礎からのずれ・浮き、断面欠損、腐朽・蟻害 | 建替え時に更新 |
| 床組 |  | 腐朽・蟻害、傾斜、たわみ、床鳴り、振動等 | 建替え時又は劣化時に更新 |
| 軸組 |  | 傾斜、断面欠損、腐朽・蟻害　等 | 建替え時に更新 |
| 小屋組 |  | 雨漏り等の跡、小屋組の接合部のわれ | 建替え時に更新 |
| 雨水進入防止部分 | 屋根 |  | 屋根葺材（防水材）のずれ、はがれ、浮き、われ、雨漏り、変形　等 | 劣化時に補修、年で全面葺替えを検討 |
| 外壁 |  | 割れ、欠陥、剥離、シーリング材の破断　等 | 劣化時に補修、年で全面取替えを検討 |
| 雨樋 |  | 破損、詰まり、はずれ、たわみ、ひび割れ　等 | 劣化時に補修、年で全面取替えを検討 |
| 軒裏 |  | 腐朽、雨漏り、はがれ、たわみ、ひび割れ | 劣化時に補修、年で全面取替えを検討 |
| 開口部（戸、枠） |  | 建具周囲の隙間、建具の開閉不良　等 | 劣化時に補修、年で全面取替えを検討 |
| 給排水設備 | 給水管 |  | 漏水、赤水、給水流量の不足　等 | 劣化時に補修、年で全面取替えを検討 |
| 配水管 |  | 漏水、排水の停留　等 | 劣化時に補修、年で全面取替えを検討 |

２）点検結果に基づく調査、修繕、改良について

　　上記１）の点検の結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行う。

　　修繕又は改良の方法が長期優良住宅建築等認定計画の変更を伴う場合は、箕面市長と協議の上、必要に応じ、長期優良住宅建築等変更計画の認定申請等について適正に手続きするものとする。

３）劣化状況に応じた維持保全方法の見直しについて

　　認定を受けた住宅の劣化状況に応じ、必要があれば維持保全の方法の見直しを行うのもとする。

　　維持保全の方法の見直しが長期優良住宅建築等認定計画に変更を伴う場合は、箕面市長と協議の上、必要に応じ、長期優良住宅建築等変更計画の認定申請等について適正に手続きするものとする。

４）長期優良住宅建築等認定計画を変更する場合について

長期優良住宅建築等認定計画を変更する場合は、必要に応じ、維持保全の方法を変更し、かつ、箕面市長と協議の上、長期優良住宅建築等変更計画の認定申請等について適正に手続きするものとする。